平成２２年（フ）第１３７号
鳥取県鳥取市面影２丁目２番５号　レオパレスヴィラ207号、旧住所鳥取県鳥取市海蔵寺11番地
債務者　山本　裕樹
1　決定年月日時　平成22年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１３９号
鳥取県八頭郡智頭町大字山根307番地２
債務者　寶坂　勝男
1　決定年月日時　平成22年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１４４号
鳥取県鳥取市河原町佐貫1106番地　市住７号、旧住所鳥取県鳥取市秋里1321番地　フローラル秋里203号
債務者　東田　早苗
1　決定年月日時　平成22年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１４８号
鳥取県八頭郡八頭町堀越19番地９
債務者　上田　幸男
1　決定年月日時　平成22年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第８４１号
広島市西区楠木町１丁目10番12―801号
債務者　川崎　　亘
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７０８号
広島市東区牛田旭２丁目２番15―202号
債務者　見藤龍一郎
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９０５号
広島県廿日市市宮島口３丁目１番32号
債務者　中村知壽子
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９３２号
広島市中区吉島町５番21―603号
債務者　岩本章二朗
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６２号
愛媛県四国中央市妻鳥町2100番地１
債務者　篠原　　誉
1　決定年月日時　平成22年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第６８号
愛媛県四国中央市妻鳥町1080番地１　松木マンション306号
債務者　光宗　弘樹
1　決定年月日時　平成22年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第８２号
愛媛県新居浜市土橋２丁目３番８号
債務者　秦　　信一
1　決定年月日時　平成22年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第８９号
愛媛県西条市北条230番地２　西条市すみれ荘302号
債務者　山本　佳子
1　決定年月日時　平成22年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第９０号
愛媛県四国中央市川之江町3310番地８
債務者　髙橋　真美
1　決定年月日時　平成22年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第９２号
愛媛県四国中央市上柏町982番地１　ビューテラス福田205号
債務者　續木　　正
1　決定年月日時　平成22年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第９５号
愛媛県新居浜市萩生2007番地の８
債務者　渡邊　隆允
1　決定年月日時　平成22年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第９６号
愛媛県新居浜市萩生2007番地の８
債務者　渡邊　広美
1　決定年月日時　平成22年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第１０６号
愛媛県新居浜市阿島３丁目３番65号
債務者　鎌倉　道仁
1　決定年月日時　平成22年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第４０５号
高知市八反町１丁目15番８号　カーサフジ103号、住民票上の住所高知市三ノ丸20番地市住35号
債務者　西川　美和
1　決定年月日時　平成22年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
高知地方裁判所破産係